



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

訪問販売によるリフォーム工事・点検商法にご注意！

訪問販売による住宅のリフォーム工事では、「契約をせかされて不要なリフォーム工事をした」などといった相談が寄せられています。

また、点検に来たといって来訪し、「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる「点検商法」の相談が寄せられています。

【県内事例①】

高齢の母が、知らない業者から「屋根に亀裂が入っているので修理したほうが良い」と勧誘されたので、「娘に相談しないと決められない」と答えたところ、携帯電話番号を書いた紙を渡されたようだ。その後、その番号に電話したが無言で電話を切られた。不審だ。

(契約当事者：80代 女性)

【県内事例②】

業者が訪ねてきて「お宅の屋根や瓦が劣化して相当傷んでいるようだ。安くするので屋根工事をしないか」と言われた。業者に指摘されるまで、傷んでいるとは思わなかったが、説明を聞いていると、工事をしなければいけないと思うようになり25万円で契約した。

その後、本当に工事が必要かどうか確認したほうが良いのではないかと不安になった。

(70代 男性)

【県内事例③】

突然、自宅に外壁塗装の業者が訪ねてきて、周囲を見せてもらえないかと言うので見てもらったところ、そろそろ塗装をしたほうが良いと言われた。250万円と高額なので契約は難しいと伝えたが、いくらならやるかと聞かれたので、業者が応じないだろうと思い150万円を提示した。すると、「今ならその金額でやります、屋根も直します」と言うのでローンの申込みに記入をしたが、家族に高額だと反対され、別の工務店からは工事の必要はないと助言があったためクーリング・オフしたいが、どうしたらよいか。

(40代 男性)

アドバイス

1. リフォーム工事の主なトラブルには、見積りや費用、契約、工事内容に関するものが多くみられます。複数業者から相見積りを取り、比較検討をしましょう。
2. 契約は書面で取り交わし、工事が契約どおりに進んでいるか確認しましょう。
3. 工事が終了したら業者と一緒に現場を確認し、契約書等は保管しておきましょう。
4. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口に相談してください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



©KANAGAWA2013